

国税徴収法施行規則の一部を改正する省令新旧対照表

改正後

改正前

(差押えに係る不動産の差押えの解除の申出の手續等)

- 第二条** 法第七十九条第二項第四号(差押えの解除の要件)の申出をしようとする滞納者(法第二条第九号(定義)に規定する滞納者をいう。)は、その氏名(法人にあつては、名称。次条第一項第一号において同じ。)及び住所又は居所(事務所及び事業所を含む。)並びに次に掲げる事項を記載した申出書を国税局長、税務署長又は税関長に提出しなければならない。
- 一 法第七十九条第二項第四号の差押えに係る不動産(次号及び次項において「差押不動産」という。)の名称、数量、性質及び所在
 - 二 差押不動産の売却価額
 - 三 その他参考となるべき事項
- 2** 前項の申出書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。
- 一 差押不動産の売却を証する書類
 - 二 差押不動産の鑑定評価書その他これに類する書類
 - 三 差押不動産の登記事項証明書
- 3** 法第七十九条第二項第四号イに規定する時価に相当するものとして財務省令で定める価額は、前項第二号に掲げる書類に基づき、国税局長、税務署長又は税関長が算定した価額とする。

(暴力団員等に該当しないこと等の陳述)

- 第三条** 公売不動産(法第九十九条の二(暴力団員等に該当しないこと等の陳述)に規定する公売不動産をいう。以下この条並びに第六条第一項及び第二項(最高価申込者等が暴力団員等に該当しないと認めるべき事情がある場合)において同じ。)の入札等(法第七十九条第二項第三号(差押えの解除の要件)に規定する入札等をいう。以下この条及び第六条第二項において同じ。)をしようとする者は、次に掲げる事項を記載した陳述書を国税局長、税務署長又は税関長に提出しなければならない。
- 一 公売不動産の入札等をしようとする者の氏名及び住所又は居所

二〇五 省 略

(暴力団員等に該当しないこと等の陳述)

- 第一条の二** 公売不動産(法第九十九条の二(暴力団員等に該当しないこと等の陳述)に規定する公売不動産をいう。以下この条並びに第一条の五第一項及び第二項(最高価申込者等が暴力団員等に該当しないと認めるべき事情がある場合)において同じ。)の入札等(法第七十九条第二項第三号(差押えの解除の要件)に規定する入札等をいう。以下この条及び第一条の五第二項において同じ。)をしようとする者は、次に掲げる事項を記載した陳述書を国税局長、税務署長又は税関長に提出しなければならない。
- 一 公売不動産の入札等をしようとする者の氏名又は名称及び住所又は居所

二〇五 同 上

六 公売不動産の入札等をしようとする者（その者が法人である場合には、その役員）及び自己の計算において公売不動産の入札等をさせようとする者（その者が法人である場合には、その役員）が暴力団員等（法第九十九条の二第一号に規定する暴力団員等をいう。第六条第三項において同じ。）に該当しないこと。

七 省 略

2 公売不動産の入札等をしようとする者は、次の各号に掲げる場合には、当該各号に定める書類の写しを国税局長、税務署長又は税関長に提出するものとする。

一 公売不動産の入札等をしようとする者が、指定許認可等（第六条第三項に規定する指定許認可等をいう。以下この項において同じ。）を受けて事業を行っている者である場合、その者が当該指定許認可等を受けていることを証する書類

二 省 略

（公売保証金に係る契約の要件）

第四条 省 略

（入札書に封をすることに相当する措置）

第五条 省 略

（最高価申込者等が暴力団員等に該当しないと認めるべき事情がある場合）

第六条 省 略

254 省 略

（随意契約により不動産を売却する場合における公売の規定の準用）

第七条 第三条（暴力団員等に該当しないこと等の陳述）の規定は、法第九十九条第四項（随意契約による売却）において準用する法第九十九条の二（暴力団員等に該当しないこと等の陳述）の規定により財務省令で定めるところにより陳述する場合について準用する。この場合において、第三条第一項中「の入札等（法第七十九条第二項第三号（差押えの解除の要件）に規定する入札等をいう。以下この条及び第六条第二項において同じ。）をしようとする者」とあるのは「を随意契約により買い受けようとする者」

六 公売不動産の入札等をしようとする者（その者が法人である場合には、その役員）及び自己の計算において公売不動産の入札等をさせようとする者（その者が法人である場合には、その役員）が暴力団員等（法第九十九条の二第一号に規定する暴力団員等をいう。第一条の五第三項において同じ。）に該当しないこと。

七 同 上

2 同 上

一 公売不動産の入札等をしようとする者が、指定許認可等（第一条の五第三項に規定する指定許認可等をいう。以下この項において同じ。）を受けて事業を行っている者である場合、その者が当該指定許認可等を受けていることを証する書類

二 同 上

（公売保証金に係る契約の要件）

第一条の三 同 上

（入札書に封をすることに相当する措置）

第一条の四 同 上

（最高価申込者等が暴力団員等に該当しないと認めるべき事情がある場合）

第一条の五 同 上

254 同 上

（随意契約により不動産を売却する場合における公売の規定の準用）

第一条の六 第一条の二（暴力団員等に該当しないこと等の陳述）の規定は、法第九十九条第四項（随意契約による売却）において準用する法第九十九条の二（暴力団員等に該当しないこと等の陳述）の規定により財務省令で定めるところにより陳述する場合について準用する。この場合において、第一条の二第一項中「の入札等（法第七十九条第二項第三号（差押えの解除の要件）に規定する入札等をいう。以下この条及び第一条の五第二項において同じ。）をしようとする者」とあるのは「を随意契約により買い受

と、同項第一号から第三号までの規定中「の入札等をしようとする者」とあるのは「を随意契約により買い受けようとする者」と、同項第四号及び第五号中「の入札等をさせようとする者」とあるのは「を随意契約により買い受けさせようとする者」と、同項第六号中「の入札等をしようとする者」とあるのは「を随意契約により買い受けさせようとする者」と、「の入札等をさせようとする者」とあるのは「を随意契約により買い受けさせようとする者」と、同条第二項中「の入札等をしようとする者」とあるのは「を随意契約により買い受けようとする者」と、同項第一号中「の入札等をしようとする者」とあるのは「を随意契約により買い受けようとする者」と、同項第二号中「の入札等をさせようとする者」とあるのは「を随意契約により買い受けさせようとする者」と読み替えるものとする。

2 省略

(不動産の売却決定期日)

第八条 省略

(身分証明書の交付等)

第九条 国税局長、税務署長又は税関長は、法第五章第六節第二款（財産の調査）の規定により質問、検査、提示若しくは提出の要求若しくは搜索をし、又は法第四百四十六條の二（事業者等への協力要請）の職務を執行する徴収職員（法第二條第十一号（定義）に規定する徴収職員をいう。）に、法第四百四十七條第一項（身分証明書の提示等）の身分証明書を交付しなければならぬ。

2、4 省略

(書式)

第十条 省略

2・3 省略

附則

(施行期日)

けようとする者」と、同項第一号から第三号までの規定中「の入札等をしようとする者」とあるのは「を随意契約により買い受けようとする者」と、同項第四号及び第五号中「の入札等をさせようとする者」とあるのは「を随意契約により買い受けさせようとする者」と、同項第六号中「の入札等をしようとする者」とあるのは「を随意契約により買い受けさせようとする者」と、「の入札等をさせようとする者」とあるのは「を随意契約により買い受けさせようとする者」と、同条第二項中「の入札等をしようとする者」とあるのは「を随意契約により買い受けようとする者」と、同項第一号中「の入札等をしようとする者」とあるのは「を随意契約により買い受けようとする者」と、同項第二号中「の入札等をさせようとする者」とあるのは「を随意契約により買い受けさせようとする者」と読み替えるものとする。

2 同上

(不動産の売却決定期日)

第一条の七 同上

(身分証明書の交付等)

第二条 国税局長、税務署長又は税関長は、法第五章第六節第二款（財産の調査）の規定により質問、検査、提示若しくは提出の要求若しくは搜索をし、又は法第四百四十六條の二（事業者等への協力要請）の職務を執行する徴収職員に、法第四百四十七條第一項（身分証明書の提示等）の身分証明書を交付しなければならない。

2、4 同上

(書式)

第三条 同上

2・3 同上

1 | この省令は、令和九年四月一日から施行する。

(国税収納金整理資金事務取扱規則の一部改正)

2 | 国税収納金整理資金事務取扱規則(昭和二十九年大蔵省令第三十九号)の一部を次のように改正する。

(納入の告知)

第十二条 国税収納命令官等は、第八条第一項の規定により調査決定をしたとき(第九条の場合及び前条第一項の規定により増加額に相当する金額について調査決定をする場合において、第八条第一項の規定による調査決定をしたときを含む。)は、直ちに納税者等の住所及び氏名、受入科目、納付すべき金額、納付期限及び納付場所その他納付に關し必要な事項を明らかにした国税通則法施行規則(昭和三十七年大蔵省令第二十八号)別紙第二号書式若しくは別紙第二号の二書式の納税告知書(国税徴収法施行規則(昭和三十七年大蔵省令第三十一号)第十条第三項において国税通則法施行規則別紙第二号書式又は同令別紙第二号の二書式に所要の調整を加えたものによることとされている納入告知書を含む。)、関税法施行規則(昭和四十一年大蔵省令第五十五号)別紙第一号書式の納税告知書、電子情報処理組織による輸出入等関連業務の処理等に關する法律施行規則(昭和五十二年大蔵省令第三十号)別紙第一号書式の納税告知書又は第二号書式の納入告知書を作成して納税者等(納税管理人があるときは、当該納税管理人)に送付しなければならない。ただし、口頭による納入の告知により納付させる場合は、この限りでない。

(納入の告知)

第十二条 国税収納命令官等は、第八条第一項の規定により調査決定をしたとき(第九条の場合及び前条第一項の規定により増加額に相当する金額について調査決定をする場合において、第八条第一項の規定による調査決定をしたときを含む。)は、直ちに納税者等の住所及び氏名、受入科目、納付すべき金額、納付期限及び納付場所その他納付に關し必要な事項を明らかにした国税通則法施行規則(昭和三十七年大蔵省令第二十八号)別紙第二号書式若しくは別紙第二号の二書式の納税告知書(国税徴収法施行規則(昭和三十七年大蔵省令第三十一号)第三条第三項において国税通則法施行規則別紙第二号書式又は同令別紙第二号の二書式に所要の調整を加えたものによることとされている納入告知書を含む。)、関税法施行規則(昭和四十一年大蔵省令第五十五号)別紙第一号書式の納税告知書、電子情報処理組織による輸出入等関連業務の処理等に關する法律施行規則(昭和五十二年大蔵省令第三十号)別紙第一号書式の納税告知書又は第二号書式の納入告知書を作成して納税者等(納税管理人があるときは、当該納税管理人)に送付しなければならない。ただし、口頭による納入の告知により納付させる場合は、この限りでない。